



Title	中井木菟麻呂『懷徳堂水哉館先哲遺事』の成立事情
Author(s)	釜田, 啓市
Citation	懷徳堂センター報. 2007, 2007, p. 93-105
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/24429
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

中井木菟麻呂『懷徳堂水哉館先哲遺事』の成立事情

釜田 啓市

はじめに

西村天因『懷徳堂考』(以下『堂考』と略称)は懷徳堂研究に際して必読の文献とされる。執筆された時期は明治四十三年から四十四年にかけてであり、数ある懷徳堂研究論考の中では最古の部類に属するのであるが、その有効性は現在に至るも衰えていない。多治比郁夫氏は『堂考』について「懷徳堂に關した調べ物をするさい、今なお最も基本的な手引書である」と評しておられ、また近年においても、大阪大学大学院文学研究科よりCD-ROMとして『堂考』が出されているのがその一証となる^(注一)。

懷徳堂研究の基礎的文献と位置づけられる『堂考』であるが、最近の懷徳堂研究においては『堂考』が中心資料としたと思われる文献が発見され、研究に用いられつつある状況にある。その文献とは、江戸期懷徳堂を支えた中井家の子孫である中井木菟麻呂の『懷徳堂水哉館先哲遺事』(以下『先哲遺事』と略称)である。

『先哲遺事』が研究史上に登場してきた来歴は以下のとおりである。研究上『先哲遺事』が最初に用いられたのは、岸田知子「懷徳堂の書学」^(注二)である。ただし岸田氏は論考の一資料として『先哲遺事』を用いるのみであり、『先哲遺事』自体については言及されておらず、『先哲遺事』は新出

の一資料としてしか扱われていない。

岸田氏に続いて『先哲遺事』を用いたのは、陶徳民「並河寒泉と幕末の懷徳堂——『居緒録』の一考察」^(注三)である。陶氏は「西村天因はすでに中井黄裳(筆者注 黄裳とは木菟麻呂のこと)『懷徳堂水哉館先哲遺事』にもとづいて書かれた『懷徳堂考』下編にふれており」と、『堂考』下編が『先哲遺事』を基本的な資料としたことを明言されている。これは『先哲遺事』と『堂考』との関係についての非情に重要な指摘である。ただし残念ながら、どうして『堂考』下編が『先哲遺事』にもとづいて書かれたと主張できるのか、その根拠については何も言及されていない。岸田氏も陶氏も、どちらも『先哲遺事』を研究対象とした論ではないので、そこままで論究する必要は感じられなかったであろう。

陶氏に続いて『先哲遺事』を扱い、かつ短いながらも初めて『先哲遺事』を中心に据えた論を示したのが、湯浅邦弘編『懷徳堂事典』(大阪大学出版会 二〇〇一年)掲載の『先哲遺事』の項目である。この書は懷徳堂に関する諸事項を解説した工具書であり、工具書としての限界はありながらも、ここで初めて『先哲遺事』は研究対象となりえたのである。『先哲遺事』の項目を引用しておこう。

中井木菟麻呂が中井家伝来の資料や並河寒泉からの伝聞をもとに作成した懷徳堂諸先哲の伝記。中井木菟麻呂の手稿で明治四十三年（一九一〇）の作。全七卷二冊。懷徳堂と水哉館に関わる先哲の内、中井贅庵と履軒の伝記については「貽範先生行狀」「履軒先生行狀」が残されていたものの、竹山その他については墓誌銘以外に依るべき資料はなかった。本書はこうした状況に鑑み、漢字片仮名交じり文でまとめられたもので、竹山から寒泉・桐園時代までについて詳細に内情を記している。また本書は、西村天因が『懷徳堂考』を執筆するに際して木菟麻呂に要請したものであり、『懷徳堂考』の基礎資料ともなっている。本記録と『懷徳堂考』とを対照すると、『懷徳堂考』が以下に本記録に依拠していたかがわかる。

この記事は、冒頭の「中井木菟麻呂が」より「内情を記している」までが『先哲遺事』成立の事情を述べた部分であり、それ以降が『堂考』との関係を述べた部分である。前半部については、前掲の岸田氏・陶氏は『先哲遺事』の成立事情については何も述べていないので、これまで言及されたことのなかった事項と評することができる。後半部については、陶氏の説を引き継いでいるが、その説の根拠が『堂考』と『先哲遺事』との比較にあることを示したところに特徴があると言える。実際に比較検討まで至っていないのは残念ではあるが、これは工具書の一項目という性格上、やむをえないことであろう。

さて、『先哲遺事』を扱った論考として三点をとりあげたが、この三点を整理してみたなかで、『先哲遺事』の研究の方向性としては、以下の二点を意識する必要があると思われる。一つは、『先哲遺事』に関してその成立事情と『堂考』下編との関係が述べられていることである。これは研

究の方向性を示すものである。もう一つは、これらの指摘は指摘にとどまり、現段階では実証的な論が備えられていないこと。これは研究のあり方を示すものである。これら二点を意識しつつ、本稿は『先哲遺事』の成立状況から論を起し、続いて記事上から理解される両者の関係を論じ、そして新たな視点として筆者である木菟麻呂と天因との執筆態度の比較を通じて、『先哲遺事』に対する理解を深めてみたいと思う。

1 成立について

『先哲遺事』は以下の記事に始まる。

懷徳堂水哉館諸先哲中、贅菴ニハ貽範先生行狀アリ、履軒ニハ不完全ナガラ履軒先生行狀ノ草稿アレドモ、竹山其他ニハ墓誌銘ノ外ニ言行ヲ載述シタル者ナシ。外祖寒泉翁嘗テ予ニ謂ヒテ曰ク、吾坐世中、必竹山履軒両先生ノ傳ヲ撰述スベシ、我死セバ、事蹟多ク埋滅セン、之ヲ傳スル者、我ニ非ズシテ其レ誰ゾヤト。而シテ之ヲ筆スルニ及バズシテ世ヲ逝ラレタリ。今ニシテ之ヲ傳セント欲スレトモ、事蹟ノ徴スベキ者極メテ少シ。頃者西村君天因ガ懷徳堂考下編ヲ纂述セラルルニ當リテ、其材料ヲ求メラレタレバ、僅ニ家ニ存スル所ノ記録ト並河翁ノ直話トヲ收輯シテ、一助ニ供スト云フ。

明治庚戌歲抄

黄裳識

贅菴・履軒以外の懷徳堂の先哲には伝記がないのを、並河寒泉は残念に思ひ伝記執筆を願っていたが、執筆できないまま寒泉は没してしまった。伝記執筆のための資料は少なかったが、先日天因から『堂考』下編を執筆

するための資料を求められたことを契機に、家蔵の資料と寒泉から直接聞いたこと(注五)をまとめ、天囚の一助となした、というのがこの資料の内容である。文末の「明治庚戌歳」とは明治四十三年(一九一〇)のこと。黄裳とは前述のとおり木菟麻呂のこと。

この資料には、『先哲遺事』の書名こそ登場しないが「収輯シテ、一助ニ供ス」とあるように木菟麻呂が資料を編纂したことが示されており、そしてなによりも『先哲遺事』全体の冒頭に置かれていることから考えて、『先哲遺事』の成立について述べたものと解釈するのが妥当である。前掲『懷徳堂事典』の記事にある「懷徳堂と水哉館に關わる先哲の内、……『懷徳堂考』の基礎資料ともなっている。」という部分の根拠も、記事のあり方から考えるにここに引用した『先哲遺事』冒頭の一文を基礎資料としたものである。すなわち『懷徳堂事典』もこの一文が『先哲遺事』成立を示した資料と見なしていると思われる。

この資料以降、『先哲遺事』はその内容に入っていく、最後まで成立事情について直接に述べることはない。よって『先哲遺事』自体から直接に成立事情を窺い知することは困難である。しかしながら、筆者である木菟麻呂日記の『秋霧記』を参照すれば木菟麻呂の行動は比較的明らかとなる。つまり『秋霧記』より『先哲遺事』成立前後の木菟麻呂の様子を知ることができるのであり、そこから『先哲遺事』成立事情を窺い知ることが可能となる。以下、『秋霧記』を参照しつつ、『先哲遺事』の成立事情を見ておこう。

……同氏(筆者注 天囚のこと) 八四月ヨリ欧米漫遊ノ途ニ上ラル、六月末ニ帰朝シ其後懷徳堂考下トシテ竹山履軒諸先生ヲ列叙スルツモリナレバ其材料ト為スベキ遺書類ヲ教示セラタシトノコトナレバ予ハ

書樓ニ引キテ奠陰集其他ノ諸書ヲ示シタルニ氏ハ帰坂ノ上協議ヲ遂ケテ謄写ノ事ヲ依頼シタキ考ナレバ材料ト為スベキ書目ヲ成ルベク至急ニ■製セラレタク弥謄写スルコトナリタラバ写字生ノ閑捷ヲ乞フトノ事ヲ托セラル

この記事は明治四十三年二月二十八日のものである。天囚は四月より六月まで欧米旅行に行っており、帰国後『懷徳堂考』を執筆する予定であった。(注七)そして執筆のための資料を頼んだことを示すのがこの一文である。木菟麻呂は天囚の依頼にこたえるため、懷徳堂関係資料の整理にとりかかった。(注八)その間にも天囚の注文に応じて、必要資料をなんとか調達して郵送していた。例えば天囚が中井家の系譜を求めことがあった。だが木菟麻呂は系譜を持っていなかったたので、やむをえず竹山『奠陰集』を資料に系譜を作り、天囚に送っている。同年十月十四日のことである。

資料整理は一応同年十一月一日に終了した。(注九)終了するまでに八ヶ月もの時間を要したこととなる。この八ヶ月は単に資料整理に費やされたようであり、この期間中の『秋霧記』には『先哲遺事』という書名が登場することはない。『秋霧記』に『先哲遺事』という書名が登場するのは十二月二十六日のことである。

懷徳堂水哉館先哲遺事一冊、重建懷徳堂意見重建水哉館意見共二冊
蒙養篇一冊(上杉氏属)
右西村氏ニ送ル

十二月二十六日までに木菟麻呂は『先哲遺事』の一部を執筆し、『重建懷徳堂意見』『重建水哉館意見』『蒙養篇』とあわせて天囚に郵送した。そ

してこの十二月二十六日を起点として、『秋霧記』には『先哲遺事』が登場し続ける。列挙しておこう。

午前八書楼ニあつて懷徳堂水哉館先哲遺事の第二巻として懷徳堂再興之書状を写す（明治四十四年一月十七日）

書楼ニありて懷徳堂水哉館先哲遺事の第二巻をうつす（同一月二十日）

ここに「第二巻」という表現があることからすれば、十二月二十六日の『先哲遺事』は第一巻であつたのだろう。

終日書楼ニテ懷徳堂水哉館先哲遺事^{（在）}巻上に収むべき書類を写す（一月二十三日）

當樓ニテ先哲遺事の末に竹山先生門下高足の事を西村天囚君のためによりて少しかいつく（一月二十五日）

又懷徳堂水哉館先哲遺事をも送る（一月二十六日）

午後書楼にて遺書遺物の目録を作る（二月二日）

午前書齋にて蕉園先生之遺事を草す（三月二十五日）

コノ後懷徳堂水哉館先哲遺事編纂（三月二十七日）

先哲遺事蕉園先生の分まつまりこれを午後郵便にて西村君へおくる（四月十日）

三月下旬から四月上旬にかけては、木菟麻呂は蕉園に関する部分を執筆していたようである。『先哲遺事』では、蕉園は第三巻にあてられていることからすれば、巻一から巻三までの三巻分は、一月から四月上旬までの三ヶ月少々で完成されたこととなる。つまり木菟麻呂は毎月一卷ぐらいの

割合で執筆を続けていたこととなる。

懷徳堂水哉館先哲遺事編輯浄写ノ為寸隙ヲ得ぜして久シク秋霧記ヲ録するを得ザリシガ遺書第七巻昨日ヲ以テ送り了リタレバ本日ヨリ筆ヲ続グコト、為シタリ。大阪朝日新聞ノ懷徳堂考本日ヨリ寒泉桐園ニ先生ヲ録ス（七月一日）

『先哲遺事』の執筆は六月中に完了した。巻四以降の四巻分は四月から六月までの三ヶ月間で仕上げられたこととなる。すなわち木菟麻呂は巻四から巻七までの執筆をこれまでも急いで完成させたのである。そしてその代償が『秋霧記』の中絶である。七月一日の日記でも言われているように、四月二十四日からこの七月一日までの『秋霧記』は記録が途絶えている。

『先哲遺事』後半は前半に較べてかなりの速度で執筆されているのであるが、その理由は七月一日の日記に「大阪朝日新聞ノ懷徳堂考本日ヨリ寒泉桐園ニ先生ヲ録ス」とあるように、天囚の『堂考』執筆との関係上からであろう。天囚は筆の速さで有名だったので、木菟麻呂もそれにあわせようとしたのかもしれない。

さて、以上木菟麻呂の日記『秋霧記』より『先哲遺事』の成立事情を調査してきた。その結果、『先哲遺事』は『堂考』下編執筆のために天囚が資料を求めたことが契機となつて執筆されたのであり、『堂考』下編の参考資料として誕生したといえる。『先哲遺事』巻四以降が急いで執筆されていたのは、このことを端的に示すものである。木菟麻呂は部分的に書き上がると天囚に郵送し、時には天囚の求めにも応じていたのであつた。

2 木菟麻呂「中井家の懷徳堂」と天囚「大阪の懷徳堂」と

成立事情からみれば『先哲遺事』は『堂考』の資料となった書籍である。

木菟麻呂は天囚の要請に応じて『先哲遺事』を執筆し、天囚はそれを資料として『堂考』下編を執筆した。このこと自体は事実であるが、そうかといつてそのまま『先哲遺事』を『堂考』の資料としてのみ位置づけるのは単純すぎるであろう。こうした位置づけだけでは、『先哲遺事』が『堂考』との関係のみでしか語られない、すなわち『先哲遺事』が単体で語られることがないままとなってしまう。『先哲遺事』を単体で語るためには、『堂考』との関係から考察を進めるにせよ、成立事情以外の別視点が必要であることはいうまでもない。本章はこの別視点を求めて、作者である木菟麻呂と天囚とを考察対象とし、両者の執筆動機、執筆態度を考えてみたい。

既に指摘されていることであるが、天囚と木菟麻呂とは、懷徳堂に対する理解が異なっていた。木菟麻呂が懷徳堂再興を願ったのは、残された子孫の責務としてであり、そこには中井家復興の意識も込められていた。例えば、木菟麻呂の「己巳残愁録」^(註十三)には

幼少から深き印象を留めていた懷徳堂の佛は、廃校後になりても脳裏を支配して、憾念諦めがたく何とかして復興ができないものであろうかという空想に駆られつづけて、之を復興するは祖先より負わせられた吾が身の責任であるかのように思いつめていたのであった。

とあり、木菟麻呂の懷徳堂復興の背後には、祖先からの責務という意識が濃厚に漂っている。懷徳堂を復興するとすれば、中井家の子孫である自

分こそが中心とならなければならぬと強い意識がそこに存在する。木菟麻呂が東京にいた頃、一部の人々が懷徳堂の復興を計画していることが木菟麻呂の耳に届いたことがあった。この復興運動に対し、木菟麻呂は中井家を無視したものと憤慨し、中井家所蔵の懷徳堂創立の書類も持たない懷徳堂など偽懷徳堂にすぎないと批判していたといふ。^(註十三)

だが現実には木菟麻呂の思いとは異なる方向に動いていく。明治四十四年十月五日に举行された師儒公祭では、木菟麻呂は遺族総代に過ぎなかったのに対し、天囚は委員総代であった。この師儒公祭は木菟麻呂・天囚の両名が事実上の発起人であったはずだが、実質上公祭を運営していたのは、天囚であった。また大正二年八月、懷徳堂記念会が設立されても、そこに木菟麻呂の名はない。それだけでなく、大正二年発行『懷徳堂記念会業務報告』の「(二)発起人」の項目には

大阪人文会の議に曰く、懷徳堂は中井氏の私学に非ずして幕府の保護と志ある市民の協力とに成りし公立の学問所なり

とあり、木菟麻呂の考える「中井家の懷徳堂」は明確に否定されてしまっている。「大阪人文会の議」とは明治四十三年に天囚が懷徳堂の復興を呼びかけた席のことであるから、復興当初より「中井家の懷徳堂」は否定されていたのである。そして重建懷徳堂設立以降、遺品寄付と一部の行事を除き、木菟麻呂が懷徳堂の活動に直接関係することはほとんどなかった。

以上の文脈を踏まえておくと、『先哲遺事』と『堂考』とが成立したのは、両者の懷徳堂観の相違がまた顕在化する以前のことであったこととなる。木菟麻呂は「中井家の懷徳堂」を思い「先哲遺事」を編集し、天囚は「大阪の懷徳堂」を思つて『懷徳堂考』を執筆していた。よつて『先哲遺

事』には「中井家の懷徳堂」が、『堂考』には「大阪の懷徳堂」が反映されていることは容易に想像されうることである。次章では『先哲遺事』と『堂考』との内容比較を通じて、両者の相違点を明らかにしていきたい。

3 『堂考』と『先哲遺事』と

『先哲遺事』は『堂考』の中心資料となった書物である。よって、両者に共通記事が多いのは当然である。例えば『先哲遺事』を初めて研究に用いた岸田氏が用いた資料を例としてみよう。

竹山履軒ガ幼少ノ頃ニハ、冬日ニハ毎朝未明ニ起キ、一人ハ手桶ヲ提ゲ、一人ハ竹帚ヲ擔ギテ、淀屋橋ニ往キ、霜白ク置キワタシテ、未ダ人ノ履痕ヲ印セザル橋上ニ立チテ、手桶ヲ硯ニ、竹帚ヲ筆ニ擬シテ、帚ヲ擔ギ、且歩ミツゝ、カハルゝ大字ヲ習ヒタリト云フ。寒泉翁話

この記事の末尾にある小文字の「寒泉翁話」とは、この逸話が木菟麻呂が直接寒泉から聞いたものであることを示している。この逸話は『堂考』にも掲載されているので引用しておこう。

兄弟幼少の比、冬日は毎朝未明に起出で、一人は手桶を提げ、一人は竹帚を擔ぎて、淀屋橋に至り、霜白く置き渡して未だ行人の足跡を印せざる橋上に立ち、手桶を硯に、竹帚を筆と為して、代るゝ大字を習ひたりといふ。

両者を比較してみると、内容はもとより、その表現までほぼ一致してい

ることが看取される。同様の例としてもう一例挙げておく。今度は並べてみる。右が『先哲遺事』、左のゴシックが『堂考』である（以下同じ）。内容は竹山誕生の時のことである。

其出生後、東涯先生ガ懷徳堂ヲ訪ハレタル時、

竹山生まれし比、京より伊藤東涯講釈に招かれて懷徳堂に來りけり。

父贅菴ガ「私ニモ男子ガ生レマシタ」トテ嬰孫ヲ示サレタルニ、

父贅菴は私も男子を挙げ候とて嬰兒を示しけるを、

東涯先生ハ、ドレハト云ヒツゝ、之ヲ受ケテ膝ノ上ニ置カレタルニ、

東涯は、どれぐト云ひつゝ、抱き取りて膝の上に置きけるに、

折悪シク放尿シテ、其衣ヲ汚シタレバ、東涯先生ハ、

折悪しく放尿しければ、

東涯

「此ノ児ハ成長ノ後、我ニ小便ヲカケルヤウナ者ニナルカナ、」ト

此の児 生長の後は、我に小便をかけるやうな者になるかなと

云ハレタリトノコトナリ。並河寒泉翁話

云はれし由云ひ伝えたり。

両者は部分的な表現のあり方を除いてほとんど同一であり、これによつてみても、『堂考』が『先哲遺事』を資料として用いていたことは疑いが

この二例は竹山に關してであつたが、他の懷徳堂の諸人物についても同じである。例えば履軒に關する記事では、

或人江戸ニ下向スルニ付、履軒ノ許ニ来リテ、用事ノ有無ヲ或時江戸に下向せんとする人履軒の許に來り、江戸に用事はなきやと

問ヒタレバ、履軒之ニ答ヘテ「江戸ニ往キタラバ、尾藤ニ逢ウテ、學尋ねければ『江戸にいたなら 尾藤に逢ふて、學

問ハ八十歳ヨリ進ム者デアル、ト曰フテ呉レ、ト言傳テタリト云フ、問ハ八十歳から進む者ぞ と云ふて呉れ』と傳言せしとなり。

となつてゐる。また並河寒泉の場合。

寒泉モ又前例ニヨリテ城入ヲ命ゼラレ、城代ノ為ニ經ヲ講ジ、又兩衙寒泉はお城入以前にも、 城代又は 兩町

尹ノ講筵ニモ臨ミ、久須美佐渡守ニハ最寵願ヲ受ケタリ、奉行の講師と為り、久須美信濃守には格別の寵願を受けたりけるが、

嘗テ衙尹某ノ前ニ 論語ヲ講ゼシニ、衙尹茵ヲ用井タレバ、寒泉嘗て町奉行某の前にて論語を講ぜしに、奉行茵を用ひければ、寒泉

之ヲ咎メテ、吾ガ講ズル所ハ 是レ吾ガ言ニアラズシテ、聖人ノ大訓之を咎めて、吾が講ずる所は、是れ吾が私言に非ずして、聖人の大訓

ナレバ、宜シク禮ヲ守ラルベシ トテ、之ヲ去ラシメタリ、なり、宜しく禮を守りたまふべしと直言せしに、奉行容を改めて茵を去りたりといふ。

この記事では『先哲遺事』の「兩衙尹」が『堂考』では「兩町奉行」に、「久須美佐渡守」が「久須美信濃守」となつてゐるが、文脈自体の変更は見られない。

このような共通記事は他にも数多く存在するため、これ以上列挙することは控えておくが、こうした多くの共通記事の中、『先哲遺事』と『堂考』とで解釈が分かれる記事が一つある。『先哲遺事』の該当箇所を掲げておく。

履軒一日骨董肆ヲ過ギテ、一ノ鐔ヲ購ヒ来リ、机上ニ置キテ愛玩セシニ、一門生激賞シテ、羨望ノ色アリシカバ、履軒鐔ヲ携ヘテ骨董肆ニ就キテ曰、此ノ品ヲ希望スル者アリ、若シ来ラバ、前ノ價ヲ以テ之ヲ賣ルベシト、乃價ヲ取ラズシテ去リ、門生ニハ彼ノ骨董肆ニ就キテ買フベキ由ヲ告ゲタリ、

履軒がある骨董屋から「鐔」を購入したときのことである。門人の一人がその鐔を大いに気に入り、羨ましそうにしていたので、履軒はその鐔を骨董屋に返品した。そして、この鐔を欲しがらる者がきたら自分が購入した値段で譲つてやつてくれと言ひ残し、返品の代価もとらずに出ていつてしまった。この逸話に木菟麻呂は激しく反発する。木菟麻呂の批判を考察する前に、出典と思われる角田九華『続近世叢語』を確認しておこう（原文

は漢文。訓読は筆者による。記号・補足も筆者である。

中井履軒、骨董舗を過ぐに古鐺を見る。其の価を問わずして四方銀を以て之を買う。舗主曰く「此の物の価廉し、何為れぞ此の如きや」と。履軒、強いて之に与え、鐺を獲、以て還る。門人一見して嘆じて曰く「嘉品なり。請う、黄金一両を奉り以て之を獲ん」と。(履軒) 許さず。(門人) 固く請う。(履軒) 乃ち之を許す。履軒、是に於いて其の加うる所の四方銀を懷き、往きて舗主に与ゆ。舗主怪しみ之を迹し、審に名居を察し、其の大儒履軒爲るを知る。以謂へらく、金を還すも必ず受けざらんと。籃に鮮魚を盛り、朝に其の家に投げ去る。

履軒は四方銀で鐺を入手、それを門人に一両で売却、儲かった分の四方銀は店主に与えた。話の上で履軒のとった行動は以上である。これに木菟麻呂は反発する。

近世先哲叢談ニモ此ノ話ヲ載セタレドモ、誤レリ、假使後ニ四方銀ヲ骨董肆ニ與ヘタリトストモ、席上物品ノ賣買ヲ為シ、殊ニ倍價ヲ以テ之ヲ賣ルガ如キコトハ、斷ジテ為サザリシナリ、

木菟麻呂は『近世先哲叢談』にもこの逸話が掲載されているというが、『先哲叢談』には掲載されていない。それは兎に角、批判の内容を整理しておく、以下の二点に要約できよう。第一は履軒が「席上売買ヲ為」すはずがない、ということである。履軒の自宅は「水哉館」であり、学問所である。弟子と接しているからには、そこは講義の席であつたはずであり、履軒ともあるうものが、講義の席で物品の売買をするはずがない、という。

第二は値段の問題である。四方銀で購入したものならば、四方銀で売るはずである。たとえ儲けは骨董屋に渡したとはいへ、四方銀のものを一両で売るはずはない、ということである。

この二点の批判は何らかの資料に基づくのではなく、極論すれば木菟麻呂の思いこみによる批判である。木菟麻呂には、履軒はそんなことをする人物ではないという認識、すなわち木菟麻呂の抱く履軒像があり、これが『近世先哲叢談』の語る履軒像と矛盾するため、木菟麻呂は激しく批判するのである。木菟麻呂は曾祖父である履軒に対して、思い入れが強かった。そのことによるものである。

激しく批判する木菟麻呂『先哲遺事』に対して、天囚『堂考』は冷静にこの逸話を紹介し、以下のようにいう。

或いは履軒ともあるうもの、己が買いたる鐺を門生に又売せしこと、受取り難き話なりというもあれど、此の話は角田九華の近世叢語に出づ、九華は竹山履軒に親炙せし人なれば、虚伝とは思われず、剽逸磊落なる履軒の事なれば、斯る事もありつらん、

冒頭の「或いは履軒ともあるうもの、己が買いたる鐺を門生に又売せしこと、受取り難き話なりというもあれど」というのは木菟麻呂『先哲遺事』を意識してのことであろう。天囚は木菟麻呂とは少しだけ距離をとり、この逸話を文献上から確認する。すなわちこの逸話の出拠は竹山・履軒に師事した角田九華『近世叢語』である。よってこの逸話は「虚伝とは思われ」ない。天囚は木菟麻呂と異なり履軒像を問題にすることなく、この逸話に妥当性があることを素直に認めているのである。木菟麻呂は自らの履軒像に固執し、天囚はむしろ科学的方法からは是非を求める。この両者の態度の

背景には、やはり先述の木菟麻呂「中井家の懷徳堂」と天因「大阪の懷徳堂」との相違が存在しているのかもしれない。天因のように大阪のために懷徳堂を重視する立場からすれば、履軒がプライベートで何をしたかが問題ではなく、社会活動として何をやったかが問題となるため、この鐔の逸話は単なる私生活における逸話の一つにすぎないこととなる。だが木菟麻呂のように中井家のために懷徳堂を重視する立場からすれば、『続近世叢談』に見える履軒像は中井家のイメージダウンに繋がることとなる。両者の背負う背景の相違が、この逸話のあり方に端的に現れているとも思われる。

さて、個別に内容を比較してきたが、その結果として指摘できるのは、『堂考』が、『先哲遺事』の記事を掲載する場合には、表現を部分的に変更するが文脈自体はほぼそのままの形で掲載する、ということである。次に両者の全体的傾向を探っていく。

両者の全体的傾向を比較するに際して、資料としては目次を使用することとする。目次は内容を端的に表わしたものである。

【表1】

『先哲遺事』	『堂考』
卷一 竹山遺事 名號 嬰孩時代ノ事 幼年時代ノ事 少壯時代ノ事 西岡ノ姻家革島氏後見ノ事 竹山ノ三大事業 逸史二関スル諸件 竹山ノ身度 懷徳書院ノ燕集	竹山履軒 竹山履軒の幼時 兄弟の師 竹山の預人相統 規約の改正 竹山の講業 西岡集 青雲の志 竹山学主となる 竹山の非徴 竹山と楽翁公 竹山の御城入

言行 書院藏本大日本史寫手 懷徳辛丑壽卷所載 懷徳堂壽宴卷所載 渾沌諸彦錢叔寶樂志圖引帖所載 諸家名號 卷二 學校再興二関スル書類 學校公務文書 逸史献上記録 文恵先生襄事録抄 竹山門下ノ高足	學校類焼と再建 懷徳堂記と諸聯 五舎と揭示 逸史献上 竹山の尊王(上下) 竹山の學術(上下) 好善の家風 竹山の交際 竹山の高弟 竹山の風采性格 竹山の著述 竹山退院と蕉園相統 蕉園の天才 竹山逝去と遺言 学主の後任
卷三 蕉園遺事 名號 名字能詞 蕉園ノ幼時 蕉園ノ經說 蕉園ノ文技 蕉園ノ豫定科目 蕉園ノ管校職 蕉園ノ外遊 蕉園ノ書法 蕉園ノ妻子 蕉園ノ容貌 蕉園ノ勤學 蕉園ノ病患 外遊保養ノ事 竹山与蕉園俗牘 文明先生襄事録抄 蕉園言志詩 蕉園ノ和歌	(竹山退院と蕉園相統 蕉園の天才)
卷四 水哉館ノ部 履軒遺事 中井徳二郎臍帶ノ記 履軒ノ名字 履軒ノ學舎 履軒ノ容貌 履軒ノ少壯時代 履軒京遊ノ事	履軒幽人と龍珠楼 履軒の入京 履軒慨世と隱居 水哉館と華胥国 履軒の經業 履軒の文章論 履軒の著述

履軒別居ノ事 履軒ノ經解 七經逢原函假山畚ノ事 經書以外ノ雕題 履軒ノ書法 履軒ノ詩文 解侯代袁圖贊 偽書昔昔春秋ノ事 履軒ノ工技 履軒ト懷德堂トノ關係 履軒ノ言行 面白齋ノ事 王學ノ批評 懷德書院席上ノ狂詩 水哉館ノ揭示 水哉館ノ領收證 履軒死後ノ事 履軒ノ門人 履軒ノ攝生法 柚園遺事 親友及門弟 柚園ノ妻子并ニ墓所	履軒の文詩 天子知名の印 履軒の書 履軒の工技 履軒の史論 天下の偉人 履軒逸事（上中下） 履軒の交友門人 履軒と懷德堂 履軒逝去と其子孫
卷五 碩果遺事 碩果ノ名號 碩果ノ風貌性格 碩果ノ教授并ニ管校職 碩果ノ經說 編次鈔寫 碩果ノ詩文 碩果ノ書風 懷德堂風ノ變遷 碩果ガ政治上ニ関スル事蹟 碩果ガ理財上ノ技能 碩果昆弟ノ友情 懷德堂告文 碩果門人 碩果時代ノ事變 逸話三件 新年自叙ノ作 碩果終焉詩 文正先生襄事錄抄	碩果事略（上下）

卷六 並河寒泉遺事 寒泉ノ父母 寒泉ノ幼時 寒泉ノ兄弟 寒泉ノ配 寒泉ノ子女 名號 寒泉ノ少壯時代 寒泉ノ修学期 懷德堂教授職 寒泉ノ學風 府城講書ノコト 寒泉ノ詞章 寒泉ノ和歌 懷德堂ノ詩文會 歷代山陵ノ踏査 魯艦入港府應接史官ヲ命ゼラレシコト 寒泉ノ著書 寒泉ガ赤穂義士ニ對スル追年 寒泉ノ志操 寒泉ガ時世ニ對スル感想 寒泉ノ風貌 寒泉ノ性格 寒泉ノ講釋ブリ 寒泉ノ嗜好 寒泉ノ衛生 寒泉ノ書法 寒泉ノ交友 寒泉門人 懷德堂遺風ノ擁護 懷德堂廢絶當時ノ寒泉 懷德堂閉鎖後ノ寒泉 寒濤樓 寒泉ノ墓石 寒泉ノ男蠻街	並河寒泉と桐園 寒泉桐園と大阪諸儒 魯艦応接と御城入 懷德堂掉尾の事業 山階宮の懷德堂御成 懷德堂の財政 懷德堂廢絶 寒泉の晩年
卷七 桐園遺事 名號 桐園ノ宗家相續 桐園ノ管校職 桐園ノ風貌 桐園ノ性格 懷德堂ノ授業 桐園ノ書齋 桐園ノ愛讀書 桐園ノ詞章 桐園ノ書	

桐園射ヲ好ム 懷德堂ノ書庫 懷德堂掉尾ノ事業 嘉永中ノ事変 書院外ノ公務 逸史ノ上梓 書林ヨリ納メタル一札 逸史献上ノ事 脇坂家借書事件 龍野藩御館入ノ事 懷德堂永續助成金 山階宮晃親王御臨校之事 懷德堂末路ノ窮迫 懷德堂ノ遺跡 懷德堂廃滅後ノ桐園 懷德堂助教	履軒遺事拾遺 左九羅帖畫麟 弊帚ノ編次 四茅議 履軒言行中ノ拾遺 柚園遺事拾遺
	廃校後の中井氏 補遺訂正 結論（上下）

〔表1〕を見ればわかるように、『先哲遺事』は竹山以降の学主を逐一とりあげ、それぞれに一卷を割り当てているのに対し、『堂考』は蕉園・碩果については軽く扱うのみで、寒泉・桐園はひとくくりにして扱っている。『堂考』は竹山以降の懷德堂で重視すべきは竹山、履軒、それと寒泉・桐園時代と見なしているのである。この『堂考』の視点は懷德堂という社会的存在の活動を記す上で特徴的な箇所を選んだものであり、その前では中井家の存在は保留されているといえよう。『先哲遺事』は少なからず詩文などの原資料をそのまま引用している場合が多いのだが、それに較べると『堂考』は資料の引用は最小限に止めており、詩文を多量に引用することはない。

つまり記事を個別的に比較する限り『先哲遺事』は『堂考』の資料なのだが、その編集方針をみると両者は異なっており、『先哲遺事』と『堂考』とはそれぞれ異なる方針に従って編集がなされているのである。そしてその編集方針を具体的にいえば、『先哲遺事』は学主を個別に扱っていることから考えても中井家重視の発想―「中井家の懷德堂」を編集方針としているといえるのであり、『堂考』は社会的存在としての懷德堂重視―「大阪の懷德堂」を編集方針としているといえるのである。

4 結論

以上論じたところによれば、『懷德堂事典』の記事には幾分修正が必要と思われるので、修正を加えておこう。

中井木菟麻呂が中井家伝来の資料や並河寒泉からの伝聞をもとに作成した懷德堂諸先哲の伝記。中井木菟麻呂の手稿で明治四十三年（一九一〇）の作。全七卷二冊。

製作年が「明治四十三年」となっているが、厳密には明治四十三年に資料整理を始め、四十三年の末頃から執筆を開始し、脱稿したのは翌明治四十四年六月末のこと。

懷德堂と水哉館に関わる先哲の内、中井斂庵と履軒の伝記については「胎範先生行状」「履軒先生行状」が残されていたものの、竹山その他については墓誌銘以外に依るべき資料はなかった。本書はこうした状況に鑑み、漢字片仮名交じり文でまとめられたもので、竹山から寒

泉・桐園時代までについて詳細に内情を記している。また本書は、西村天囚が『懷徳堂考』を執筆するに際して木菟麻呂に要請したものであり、『懷徳堂考』の基礎資料ともなっている。

「履軒先生行状」は木菟麻呂が執筆中の原稿だったと思われるので、残されていた伝記は「貽範先生行状」のみである。また「竹山その他については墓誌銘以外に依るべき資料はなかった」ので木菟麻呂は『先哲遺事』を執筆したとなっているが、直接の執筆動機は天囚の資料要求にあった。重要度からいえば、天囚の要求の方を重視すべきであろう。

本記録と『懷徳堂考』とを対照すると、『懷徳堂考』がいかに本記録に依拠していたかがわかる。

個別的に見ていくと、確かに『堂考』は『先哲遺事』に少なからず依拠していたといえる。ただし、その編集方針に関しては両者は異なっており、『先哲遺事』が「中井家の懷徳堂」を編集方針においているのに対し、『堂考』は「大阪の懷徳堂」を編集方針としている。なお、この編集方針の相違はこの後の両者の活動に一層色濃く反映されており、そのために木菟麻呂は懷徳堂復興運動から離れていかざるを得なくなるのである。

(注一) 多治比郁夫「大阪人文会覚え書」(『なにわづ』72 大阪府立図書館 一九七八年) 及び『電子懷徳堂考』(大阪大学大学院文学

研究科 二〇〇三年(平成十五年) 参照

(注二) 『懷徳』五五号(懷徳堂記念会 昭和六十一年)

(注三) 陶徳民『日本漢学思想史論考——徂徠・仲基及び近代——』関

西大学東西科学研究所 平成十一年)

(注四) 「履軒先生行状ノ草稿」とは木菟麻呂の筆になる草稿であり、寒泉以前に存在したものではない(池田光子氏のご教示による)

(注五) 木菟麻呂の母は竹山の外孫で寒泉の娘の霜であったから、木菟麻呂にとって寒泉は外祖父に相当する。木菟麻呂の父である桐園は門下生及び子女に対しては厳格で、それは子の木菟麻呂といえども例外ではなかった。そのため幼児期の木菟麻呂は父桐園に教わるのを恐れ、寛容だった外祖父寒泉について学問を修めたいという(「桐園ノ性格」(『先哲遺事』巻七参照) 木菟麻呂は寒泉に可愛がられて育ったので、寒泉から懷徳堂に関することを多く聞かされていたのであろう。

(注六) 木菟麻呂は終生一貫して日記をつけ続けたが転居などを機会に日記の題名を変えることがあった。『秋霧記』とは明治三十四年七月から大正三年十一月までの日記の題名である。

(注七) 重建懷徳堂の成立に関しては、拙稿「重建懷徳堂の成立」(『清真学園紀要』十九・二十合併号 平成十七年三月) 参照。

(注八) 懷徳堂関係の資料を求めているのは天囚だけではなく、木菟麻呂が初めて天囚と面会した時、その場に立ち会った幸田成友もまた『大阪市史』編纂のために史料を木菟麻呂に頼んでいたようである。『秋霧記』明治四十二年一月二十七日には「懷徳堂雜纂ヲ校正ス」とあり、一月三十日に「懷徳堂雜纂校正業ヲ卒フ」とある。二月一日には「懷徳堂記録拾遺ヲ校正ス」とあり、同内容が二月八日まで続き、二月九日に「懷徳堂纂録及び懷徳堂記録拾遺ヲ仮綴ジシ暮経■屋ニユキテ上下ヲ断タシム」とあり資料を製本、二月十三日に郵送している。その記事は以下のとおり。

小包郵便、懷徳堂纂録、懷徳堂記録拾遺并ニ拝恩志喜

右三卷大坂史編纂係幸田成友岩橋小彌太二氏ニ借与ス昨秋秋
九月中ニ送ルベキ箇ノ處多事ノ爲ニ収輯校合ナドハカドラズ
シテ遂ニ今ニ及ベリ

この記事によれば「昨秋九月」とは天囚・幸田と会ったのは前年
(明治四十一年)八月のことだから、この面会の時に幸田から資
料を頼まれていたものと推察される。なお、後に幸田は東京に戻
り『大阪市史』とは別に『懷徳堂旧記』という冊子を東京で刊行
している(明治四十四年)。幸田成友及び『大阪市史』について
は大阪市史編纂所・大阪市史料調査会『大阪市史編集の100年』(創
元社 二〇〇二年)及び大阪読売新聞『百年の大阪』第三卷「統
明治時代」(大阪読売新聞社 昭和四十二年)参照

(注九) この期間の木菟麻呂の資料整理の状況を示した資料を挙げてお
く。但し、単に「資料整理」としか述べていない部分は省略した。

天囚氏ニ送ルベキ竹山履軒蕉園寒泉四先生ノ遺書目ヲ作ル(同
三月三日)

封書一通西村時彦氏 中井氏家譜ヲ添フ 西村氏過日ノ書可
ニ整庵先生已後ノ系譜ヲ求メラレタレドモ家ニ系譜ナキ故眞
陰集中ノ墳誌ニテ他ヲ輯收シテ一系譜ヲ制シタリ(同十月十
四日)

(注十)

先哲ノ遺稿ヲ整理シ畢リタルニ付キ……(同十一月一日)
一月二十三日の記録では「先哲遺事巻上」というように、ここ
だけ「巻上」という表現が採られている。『先哲遺事』は二冊七
巻本なので「巻上」という表現も冊数を示している、すなわち第
一冊目を示していると解釈できないこともないが、詳細は未詳で

ある。

(注十二) 竹腰礼子「懷徳堂文庫を守った人——中井木菟麻呂翁の功績

——」(『大阪あーかいぶず』特集号 No. 2 (大阪府公文書館 一
九九〇年) 北崎豊二「中井木菟麻呂の水哉館再興計画——昭和
初年の場合——」(『懷徳』六八 懷徳堂記念会 平成十二年)
湯浅邦弘「ロシア軍艦ディアナ号と懷徳堂」(『国語教育論叢』第
十四号 島根大学教育学部国文学会 二〇〇五年) 及び前掲拙
稿参照

(注十三) 『懷徳』10 (懷徳堂堂友会 昭和七年)

(注十四) 前掲「己巳残愁録」参照

前掲北崎論考参照。大阪大学付属図書館「懷徳堂文庫」所蔵「新
田文庫」に『逢原出版書状』(E 373 記録 51 313)と称される資料
が残されている。そこには「周易逢原見積書」(994 円、上中二
冊合セテ壹千冊)とある。や、各種出版届が(大正15年3月15日
付『周易逢原』上巻一冊の出版届、大正15年7月1日付『周易逢
原』下巻一冊の出版届、昭和2年8月1日付『中庸逢原』一冊「大
学雑誌」一冊の出版届)が含まれている。出版届中、発行者は岡
田利兵衛と中井木菟麻呂となっている。また木菟麻呂は大正十五
年十二月付で「重建水哉館同盟会同志」と称し、「重建水哉館に
対する企図」という一枚刷りのパンフレットを作成しているが、
これも『逢原出版書状』に収められている。

(茨城県私立清真学園高等学校教諭)